

## 二〇〇〇年定数削減法について

岡崎, 晴輝  
九州大学大学院法学研究院 : 教授

篠原, 新  
九州大学大学院法学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/16825>

---

出版情報 : 法政研究. 76 (4), pp.79-103, 2010-03-05. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 二〇〇〇年定数削減法について

岡崎晴輝／篠原新

第一節 自自公連立政権の政治力学

第二節 定数削減法の政治過程（一）——自自連立政権期

第三節 定数削減法の政治過程（二）——自自公連立政権期

第四節 カルテルなきカルテル政党制化

一九九四年の「政治改革」の結果、衆議院の選挙制度は中選挙区制から小選挙区比例代表並立制へと変更された。<sup>①</sup>その六年後の二〇〇〇年、衆議院の選挙制度に一つの、しかし無視できない変更が加えられた。小淵恵三を首班とする自公連立政権の下で、公職選挙法の一部を改正する法律（以下、定数削減法）が成立し、比例代表定数が二〇〇から一八〇へと削減されたのである。<sup>②</sup>本稿で我々は、定数削減法を現代日本における政党政治の構造転換、すなわちカルテル政党制化の進展として解釈したい。<sup>③</sup>ここでカルテル政党制とは、主要な既成政党が結託し、政党間競争を規定する諸制度を自らに有利に設計することで、小政党を排除する政党システムを意味している。<sup>④</sup>我々はまた、小政党主導で小政党排除の構造が強化された逆説を描きだしたい。比例代表定数五〇削減を強硬に主張する自由党。それに激しく抵抗する公明党。自自公の枠組みを維持するために、妥協を模索する自民党。比例代表定数五〇削減を主張しているにもかかわらず、比例代表定数削減自体に反対する共産党・社民党と共闘し、自自公との対決姿勢を強める民主党。こうした政党間の駆け引きの結果、比例代表定数が二〇削減され、小政党排除の構造が強化されたのである。以下、定数削減法をめぐる政治過程を再構成しつつ、カルテルなきカルテル政党制化が進展したことを明らかにしたい。<sup>⑤</sup>

## 第一節 自自公連立政権の政治力学

一九九四年の「政治改革」後、政権はめまぐるしく変わった。九四年四月、細川護熙・非自民連立政権が羽田孜・非自民連立政権へと交替した後、同年六月には、村山富市を首班とする自社さ連立政権が発足した。その後、九六年一月に橋本龍太郎・自社さ連立政権が発足したが、九八年七月の参院選で自民党が大敗し、橋本首相は退陣、小淵恵三を首班とする自民党政権へと交替することになる。参議院で過半数を大きく下回った自民党は、苦しい国会運営を迫られることになったのである。折しも、日本経済は金融危機の直中にあつた。九七年後半には、山一證券や北海道拓殖銀行が

経営破綻していた。加えて、日本長期信用銀行や日本債権信用銀行の経営不安もさやかれていた。

こうしたなか自民党は、安定した国会運営をすべく、自由党や公明党<sup>⑥</sup>へと接近することになる。自由党や公明党と手を組めば、衆議院だけでなく参議院においても過半数を制することができるからである。小淵首相は、ノンフィクション作家・佐野真一のインタビュウのなかで、次のように述べている。

まず第一に考えなくてはならないのは、政局の安定です。従来、自民党というのは結党以来、衆参両院とも安定多数を占めてきました。稀に参議院、衆議院で過半数を獲得できないときにはパージナル連合のかたちを取ってきた。現在は参議院が過半数に満たないために、予算と条約を除く一般の法律は自民党だけでは決めることが出来ない。その後、自由党との連立を組んでやってきましたが、それでも参議院の過半数を得られない。そこで公明党の協力を得ようというわけです。これは、安定した勢力を維持できるのみならず、自民党が唯我独尊にならないためにも大きな意味があると考えます。<sup>⑦</sup>

自由党や公明党との連携へと大きく舵を切ったのは、皮肉なことに、「保保」路線と対立する「自社さ」路線の野中広務・内閣官房長官だった。森喜朗は、野中が自自、そして自自公を主導し、そこには青木幹雄・自民党参院幹事長も関与していたと証言している。<sup>⑧</sup> また、小沢一郎も「自自連立」を巡る一連の政局の本当の首謀者は野中さんだったというのですか」との問いに「そうだと思う」と同意している。<sup>⑨</sup> その野中によれば、公明党が急に自民党と手を組むことに難色を示したため、自由党を「座布団」として挟むことにしたというのである。

公明党は、「これまで敵対関係にあった自民党と、いまは野党として協力すべきところはやっておるけれども、急

に手を結んで与党になるわけにはいかないじゃないか。やはり真ん中に座布団が要るよ」と言われました。それもそうだと思います、私は記者会見を通じて、「国家の危機を救うために、今日まで批判に批判を重ねましたが、小沢一郎先生にひれ伏して、連立への参加をして国会の安定と国家の危機を救っていただきたい」と申し上げました。……とにかく真ん中に座布団を置かなければ公明党は入ってくれないということでありましたので、自由党と連立することになり、引き続き公明党と連立することになったのであります。<sup>10</sup>

公明党は、支持母体である創価学会の反自的感情が強かったことに加えて、九九年四月一日・二五日の統一地方選挙を控えており、自民党との連立に慎重にならざるをえなかったためである。こうして自民党は、小沢一郎率いる自由党との連立へと動きだすことになる。すでに九八年八月二九日には、野中広務は亀井静香とともに小沢一郎と密会し、「悪魔」とさえ罵倒していた小沢との関係修復をはかっていたが、一〇月一六日、公明が額賀福志郎・防衛庁長官にたいする問責決議案に賛成したことを契機に「『自公』プラス自」から「『自自』プラス公」へと舵を切ったのである。<sup>11</sup>

しかし、自由党が自民党と手を組むようになった理由は、いささか分かりにくい。九八年参院選後、橋本首相が退陣した後の首相指名では、自由党は第一回投票でも決選投票でも民主党の菅直人に投票していた。その自由党が自民党と手を組むには、相当の理由があったはずである。小沢一郎によれば、自民党側から協力要請があり、「我々の政治目的に合う政策を実行するのならば協力する」と回答したところ、自民党側が呑んだという。<sup>12</sup>自由党の掲げる政策を実現するチャンスがめぐってきた以上、自民党と手を組むことは当然だったのである。<sup>13</sup>加えて、来るべき総選挙に備えるという思惑もあったにちがいない。小政党の自由党が生き延びるためには、他党との選挙協力が欠かせない。事実、自由党は「現職優先」を主張し、自民党に選挙協力を迫るようになる。それどころか、自民党に「合併」を迫るようになるのである。<sup>14</sup>

自自由両党の思惑が合致し、九八年一月一九日、小淵恵三・自民党総裁と小沢一郎・自由党党首は、自自連立政権を樹立することで合意に達した。その後、実務者レベルでの政策協議を経て、九九年一月四日、小淵首相は内閣改造をおこない、自民党と自由党の連立政権が発足した。小淵第一次改造内閣には、自由党から野田毅が自治大臣・国家公安委員長として入閣している。<sup>16)</sup>

しかし自自連立政権は、参議院ではなお過半数の一・二六議席に一〇議席足りなかった。そこで、参議院に二四議席を持つ公明党との連立構想が浮上することになる。<sup>17)</sup> 公明党と手を組めば、参議院でも過半数を獲得することができるからである。

だが公明党には、自民党・自由党と手を組むメリットはあったのだろうか。おそらく最大の理由は、バブル崩壊後の深刻な不況のなか、与党になれば、公明党の掲げる一連の政策を実現しやすくなるということだったであろう。すでに小淵内閣は公明党の提案を採用し、商品券（地域振興券）を発行していたのである。加えて、自民党・自由党と連立を組まなければ、比例代表定数五〇削減を強行してしまうのではないか、早期に衆議院を解散してしまうのではないか、という恐れもあつたのかもしれない。<sup>18)</sup> また、真偽のほどは定かではないが、魚住昭や平野貞夫は「密会ビデオ問題」があつたと指摘している。それによれば、公明代表（当時）と暴力団関係者が密会しているビデオを入手した野中広務が、自民党と手を組むよう公明党に圧力をかけたというのである。<sup>19)</sup>

いずれにせよ、公明党は自民党・自由党との連立に踏み出すことになった。七月七日の正式な連立政権参加要請を受けて、七月二四日、公明党は臨時党大会で連立政権に参加する方針を決定した。他方、九月二一日の自民党総裁選では、小淵恵三が、自自公に批判的な加藤紘一や山崎拓に大勝し、自自公連立政権への弾みをつけた。こうして一〇月四日には三党間の合意が成立したが、そこには、定数削減に関する合意も含まれていた。翌五日には小淵第二次改造内閣が発足し、自由党からは二階俊博が運輸大臣・北海道開発庁長官として、公明党からは統訓弘が総務庁長官として入閣して

いる。こうして小渕首相は衆議院だけではなく、参議院においても過半数を手に入れることになったのである。

二〇〇〇年の定数削減法は、この小渕第二次改造内閣の手で実現することになる。ここで確認すべきは、定数削減法が自民党、自由党、公明党の微妙なバランスのうえに成立したことである。一方には、比例代表定数削減を強硬に主張する自由党。他方には、比例代表だけの定数削減に激しく抵抗する公明党。その中間には、連立を維持するため両者のバランスーとしてふるまった自民党がいたのである。それだけではない。公明党が連立政権に加わると、権力の重心は自民党＝公明党の側へとシフトしたのである。自由党抜きでも両院で過半数を占めることができるようになったためなのである。また、野田毅を中心とする「野田新党」構想が浮上したように、自由党内での小沢一郎の求心力にかげりがみえはじめたためなのである。

定数削減法をめぐる政治過程を複雑にしたのは、こうした与党内力学に加えて、民主党の戦略的な行為である。野党第一党の民主党は、党内事情のためであろうか、比例代表定数五〇削減には賛成するが比例代表定数二〇削減には反対するという奇妙な態度をとった。そして、比例代表定数削減自体に反対する共産党・社民党との野党共闘を優先させ、自自、自自公との対決を強めていったのである。こうした政党間の駆け引きの結果、比例代表定数削減は押し進められると同時に、押し止められることになる。

## 第二節 定数削減法の政治過程（一）——自自連立政権期

国会議員の定数削減問題は、九八年一月一九日の自民党と自由党との連立政権合意で政治の表舞台に浮上した。そこで「衆院、参院とも、当面、議員定数を五十ずつ削減することを目標として、自民・自由両党間で協議を行い、次の通常国会において公選法の改正を行う」との合意がなされたのである。<sup>20</sup>

しかしその舞台裏では、超党派の「国会改革研究会」<sup>(21)</sup>が発足し、自民党の梶山静六と衛藤征士郎、自由党の小沢一郎、民主党の鳩山由紀夫、公明党の神崎武法、社民党の村山富市が参加していた。一〇月一日、一月四日の準備会合の後、一月二四日の初会合では、衆議院議員定数を一割削減することではおおむね一致したものの、具体的方法については合意は得られなかった。比例代表での削減を主張する小沢、併用制ないし中選挙区制を主張する神崎と村山<sup>(22)</sup>、それに反対する鳩山が平行線をたどったからである。一月七日の第二回会合では、鳩山は単純小選挙区制を主張しつつも併用制にも理解を示したが、小沢一郎は出席しなかった。国会改革研究会は、はやくも頓挫することになった。

国会改革研究会の頓挫後、定数削減問題は自民党・自由党主導で進むことになる。一月二五日、自民党・自由党の実務者協議がスタートした。自民党は、定数削減に取り組んでいる参議院に配慮し、衆議院の定数削減法案だけを通常国会に提出すべきだと主張し、これを自由党が受け入れた。他方、自由党は、衆議院の定数を比例代表定数だけで削減すべきだと主張し、これを自民党が受け入れた。こうして九九年一月六日、衆議院の比例代表定数を五〇削減すること  
<sup>(24)</sup>  
で合意し、一二日に合意書を作成したのである。<sup>(25)</sup>

比例代表定数五〇削減で合意したとはいえ、自民党は必ずしも賛成というわけではなかった。比例代表定数を削減すれば、野党の反発は必至なうえ、自由党との候補者調整も難しくなってしまうであろう。たとえば、清和政策研究会（森派）が同会に所属する国会議員と立候補予定者にアンケートをとったところ、衆議院の比例代表定数削減に賛成する者は七三人中五一一人いたが、反対する者も八人いた。<sup>(26)</sup> 幹部も一枚岩ではなかった。森喜朗は理解を示したが、野中広務や山崎拓は野党とも協議すべきだと釘をさしている。<sup>(27)</sup> 後に野中は、次のように回想している。「議員定数削減についても一気に五〇も減らしてどうするんだいと思った。実は、定数削減については自由党と政策合意はしたものの、国会審議の過程でつぶしてくるだろうと思っていました」。<sup>(28)</sup>

自自連立政権に接近しつつあった公明党は、比例代表だけの定数削減には激しく抵抗し、定数原則三名、一五〇選挙

区の中選挙区制を唱えた。もともと、この新中選挙区制は、九八年四月四日に野中広務が唱えたものであった。自民党には賛同者も少なくなく、九八年一月一二日には梶山静六が、九九年二月一九日には加藤紘一が中選挙区制の検討を主張していた。<sup>29</sup> こうした自民党内の声を踏まえ、神崎武法・公明党代表は、併用制を理想としつつも現実的な案として中選挙区制を唱えたのである。<sup>30</sup> 定数原則三名であれば、自民党、民主党に次いで議席を確保できるとの思惑もあったのであろう。公明党は、三月四日の政治改革本部の会合において、定数原則三名、一五〇選挙区の中選挙区制を正式に決定している。<sup>31</sup>

それでは、野党はどうだったのだろうか。野党第一党の民主党は、迷走を繰り返した。九九年一月一七日の全代議員会議では、羽田孜・民主党幹事長が比例代表定数五〇削減案を「本来に無茶苦茶」であると批判し、小選挙区と比例代表の「双方で削減するというなら理解できる」と述べていた。<sup>32</sup> 二月二六日の講演では、鳩山由紀夫・民主党幹事長代理が比例代表定数を二〇削減し、小選挙区定数を三〇削減すべきだとの考えを示していた。ところが五月になると、比例代表定数五〇削減に賛成する声があがりはじめる。五月二〇日、松沢成文を代表世話人とする「ダッシュの会」が比例代表定数五〇削減に賛成した。<sup>33</sup> それだけではない。同じ二〇日には菅直人・民主党代表が、翌二一日には鳩山由紀夫・民主党幹事長代理が比例代表定数五〇削減に賛意を示したのである。六月七日には、羽田孜も柔軟な姿勢へと転じている。こうして七月七日、民主党政治改革委員会は比例代表定数五〇削減への賛成を決定し、与野党の「選挙制度等に関する協議会」（以下、選挙制度協議会）において定数削減法案を提出するよう自民に迫ったのである。自民案に賛成したのは、自民公の結束にクサビを打ち込み、三党間の足並みの乱れを誘うためであると言われている。<sup>34</sup>

他方、共産党は定数削減自体に反対し、全国一ブロックの比例代表制にすることを主張した。<sup>35</sup> また、社民党は比例代表だけの定数削減には反対し、小選挙区比例代表併用制を主張した。<sup>36</sup>

与野党は、五月に選挙制度協議会を設置し協議を続けたが、合意にはいたらなかった。結局、六月二三日、衛藤征士

郎外五名が、衆議院の比例代表定数を五〇削減する「公職選挙法の一部を改正する法律案」を第一四五回国会（九九年一月一九日―八月一三日）に提出した。そして七月二七日には、衛藤征士郎が提出者を代表して、衆議院の「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」（以下、特別委員会）において趣旨説明をおこない、国会自らが中央省庁や民間企業のリストラの範を示すべし、との国会リストラ論を力説している。<sup>(38)</sup>

私たちは今、行政改革において、規制と保護を基調とした戦後の我が国社会経済構造の転換を促し、自立的で、自由かつ公正な社会を形成することを目指しております。／その一環として、中央省庁の改革を初め、行政経費のむだの一扫、国家公務員の定員削減等を強く求めているところであります。また、民間におきましても、厳しい経済状況の中、経営の合理化や組織全体の徹底した変革、過酷なりストラが進められております。／このような状況にかんがみ、まず国会みずからが改革の先頭に立って範を示し、各般の改革を求めべきとの見地から、自由民主党、自由党の両党は、衆議院議員の定数削減に関し、共通の認識に達したところであります。<sup>(39)</sup>

その後、公明党、共産党、社民党の反対で実質審議入りの目途が立たないなか、八月四日、桜井新・特別委員会委員長が妥協案を提案した。すなわち、特別委員会で定数削減の意志を表明し、また、衆議院議長の下に設置する選挙制度協議会で定数削減を検討する、と。だが小沢一郎は、この提案を「定数削減法案の棚上げ論」として一蹴した。結局、採決しないことを条件に、公明党が実質審議入りに応じた。八月一日の特別委員会では、民主党、共産党、社民党が欠席するなか、自民党の山本有二、自由党の小池百合子が質疑に立った。なぜ比例代表定数を削減するのか、という小池の質疑にたいして、自民党の細田博之——実務者協議のメンバーの一人である——は次のように答えている。

とりあえず減らそうという場合には、これを十九人を十七人にしようと思うと、全部いじり直さないとやはりうまくいかないわけでございます。したがって、法律の規定に基づきまして、格差その他を見ながら手直しをしていくようになっておりますので、そちらにゆだねようではないかというふうになったというのが現実でございます。<sup>(40)</sup>

しかし、小選挙区定数削減がいくら技術的に難しいとはいえず、比例代表定数のみを削減するとなれば、民意の反映を犠牲にするのではないかと、との批判が生じるのは避けられない。自由党は、そうした批判にたいする予防線をはっている。自由党の小池百合子議員と、同じく自由党の井上喜一は、その質疑応答のなかで「痛み分け」という論拠を提示している。

○小池委員　また一方で、いろいろな声の一つといたしまして、今回の比例代表の定数を先減するということについては、特定の政党にとって不利ではないかというようなことが言われているわけでございます。それぞれプラス、マイナスなどもあるのかなと思うわけでございますけれども、その辺のことはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○井上（喜）委員　これは、かなりの期間を経過いたしましたので、データを検証してみないと、何とも申し上げることもできないかと思うのですが、一般的に言いますと、比例区でありますから、各党ともおおむね同じような影響を受けてくるんじゃないか、特別に、ある党が有利になり、ある党が不利になる、こういうことにはならないんじゃないかと思うのですね。……

○小池委員　パイ全体が小さくなるわけでございますから、これはまさに痛み分けということになるのではないかと思います。<sup>(41)</sup>

翌一二日には、民主党の堀込征雄、公明党の井上義久、そして共産党の東中光雄が質疑に立った。この日の質疑で注目すべきは、中選挙区制を主張する公明党が比例代表定数五〇削減に難色を示したことである。すでに八月三日には、冬柴鉄三・公明党幹事長が読売新聞社とのインタビューで、定数削減法案を廃案にすべきとの考えを示していた。<sup>42</sup> 自自公連立政権へと舵を切りつつあった公明党が激しく抵抗したこともあり、定数削減法の成立は難しい状況になった。結局、八月一三日午前、小淵と小沢が会談し、次期国会冒頭で定数削減法を成立させることで合意した。同日、定数削減法案を継続審議扱いにすることを決定し、会期末を迎えている。定数削減法は、自自公連立政権の手で進められることになったのである。

### 第三節 定数削減法の政治過程（二）——自自公連立政権期

定数削減法をめぐり自由党と公明党が激しく火花を散らすなか、森喜朗・自民党幹事長は妥協案を模索し、比例代表定数二〇を先行的に削減する、いわゆる段階的削減論を提案した。<sup>43</sup> だが、自由党も公明党も段階的削減論に批判的だったため、<sup>44</sup> 森はその中身を徐々にずらしていく。八月一九日の講演では、比例代表定数を段階的に削減し、最終的には小選挙区制にすることを提案していたが、<sup>45</sup> 九月二七日の三党幹事長会談では、比例代表定数二〇を先行削減した後、小選挙区、比例代表を含めて三〇削減を検討する案へと変化させている。<sup>46</sup> さらに九月三〇日の三党幹事長会談では、残る三〇議席は原則として小選挙区から削減し、一部複数区も検討する、<sup>47</sup> という案へと変化しているのである。こうした森の調整もあり、一〇月三日、三党幹事長会談において妥協が成立した。翌四日の自自公連立政権合意では、次のように記されている。

1 定数削減

(1) 衆議院議員の定数については五〇名の削減と、うち二〇名については次期総選挙において比例代表選出議員を削減することを内容とする公職選挙法の改正を次期臨時国会冒頭において処理する。(比例区ブロック別定数は別紙)

(2) 残余の三〇名の削減については小選挙区定数などを中心に対処することとし、平成十二年の国勢調査の結果により所要の法改正を行う。<sup>48)</sup>

このように、比例代表定数削減を強硬に主張する自由党、それに激しく抵抗する公明党とのあいだで、比例代表定数を二〇削減した後、小選挙区定数などを中心に三〇削減するという妥協案が成立した。たしかに、原則として小選挙区からという文言が、小選挙区定数などを中心に、という文言に置き換わっているのは、自由党に配慮したためであろう。<sup>49)</sup>しかし全体としてみれば、自由党に大幅な譲歩を迫るものであったことは間違いない。すでに述べたように、権力の重心は、自前から自公へとシフトしていたのである。

こうした自自公案にたいして、鳩山由紀夫率いる民主党のとった態度は奇妙なものだった。すなわち、比例代表定数五〇削減には賛成するが、比例代表定数二〇削減には反対したのである。おそらく、九月二五日の代表選で代表に選出された鳩山が、第一回投票で過半数をとれなかったことも影響していたのであろう。その直前の九月二〇日、民主党代表選前の公開討論会が日本記者クラブで開催されたが、そこでは、比例代表定数五〇削減に賛成する鳩山、それに反対する横路孝弘、基本的に賛成しつつも党内議論をやり直すことを主張した菅直人が対立していたのである。

こうした構図のなか、一〇月二五日、森喜朗・自民党幹事長、藤井裕久・自由党幹事長、冬柴鉄三・公明党幹事長が会談し、比例代表定数二〇削減を柱とする修正案を第一四六回国会(一九九一年一〇月二九日―十一月一日)に提出する

ことで合意し、二七日には、公明党作成の修正案要綱を了承した。その後、選挙制度協議会での与野党協議が物別れに終わった後、一月一九日、鈴木宗男らが、比例代表定数削減を五〇から二〇に縮小する「公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案」（第一次修正案）を提出したのである。

この第一次修正案では、先の合意を受けて、比例代表定数の削減を五〇から二〇に縮小する条項に加えて、小選挙区定数削減措置に関する附則が置かれている。注意すべきは、先の自自公連立政権合意では入っていた「など」という文言が削除されていることである。おそらく、比例代表定数削減の余地をなくすため、公明党が修正案要綱を作成した段階で削除したのである。<sup>50</sup>

附則に次の一項を加える。

（衆議院議員の定数の削減）

3 衆議院議員の定数については、平成十二年度に行われる国勢調査の結果により、速やかに、これを四百五十人とするため、小選挙区選出議員の定数を中心に削減する措置を講ずるものとする。<sup>51</sup>

第一四六回国会でも、民主党、共産党、社民党は選挙制度協議会での協議を主張した。特別委員会での審議は、政治資金規正法改正に関する質疑に終始した。膠着状態が続くなか、自由党が自民党を突きあげ、自民党が重い腰を動かすことになる。二月八日、自民党の鈴木宗男が趣旨説明をし、一日日には、特別委員会において公職選挙法の一部を改正する法律案と第一次修正案を強行採決したのである。ところが自由党は、会期延長を決定しないまま採決することに抗議し、特別委員会の採決時に退席している。<sup>52</sup> 自由党退席が示しているように、この強行採決は茶番劇だった。結局、伊藤宗一郎・衆議院議長のカリがかりがあり、定数削減法案は本会議では採決されず、継続審議扱いになった。<sup>53</sup>

第一四六回国会が閉会した一二月一五日の夜には、森喜朗・自民党幹事長と藤井裕久・自由党幹事長が「衆議院議員定数削減法案については、衆議院議長裁定を尊重し、閉会中審査を行い、来年の通常国会冒頭に可決し成立を期することとする」との確認書を交わしている。

年が明けると、鳩山由紀夫・民主党代表は繰り返し比例代表定数五〇削減論を表明し、自自公に揺さぶりをかけている。<sup>(54)</sup> 逆に、自自公側も一月一八日の与野党幹事長・書記局長会談において、「じゃあ、五十削減にするか」(森喜朗)、「覚悟はできている」(冬柴鉄三)と切り返している。<sup>(55)</sup> こうした激しいつばぜり合いのなか、一月二〇日、第一四七回国会が開会し、翌二一日、鈴木宗男外五名が「公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案」(第二次修正案)を提出した。ここで見逃せないのは、小選挙区定数三〇削減の附則が消えたことである。ただし、質疑応答のなかでは、小選挙区定数削減にも含みを持たせている。自由党の鰐淵俊之の質疑にたいして、自民党の鈴木宗男は次のように答えている。

ですから、基本は五十削減でありますから、とりあえず今回は比例で二十。同時に、小選挙区については、小選挙区を見直すということは選挙区の見直しもあるわけですから、しからば、前回の選挙から三年という期限も過ぎている待ったなしの状況等を考えますと、時間的にも技術的にもちよつと難しいのじゃないのか。そういった意味でも、この衆議院議員選挙区画定審議会、これは平成十二年の国勢調査を見て見直すということが明確になっておりますから、この流れの中で次のまた削減があり得るということでお考えおきをいただきたい。<sup>(56)</sup> こう思います。

こうした含みを持たせているとはいえ、第二次修正案では、第一次修正案に記されていた附則が削除されている。なぜ削減数が変わってきたのか、という自民党の赤城徳彦の質疑にたいして、同じく自民党の中谷元は「激変緩和」のた

めである、と答えている。<sup>57</sup>しかし真の狙いは、比例代表定数五〇削減を主張する民主党に歩み寄りを促すことだったのである。再修正をした理由について、公明党の遠藤和良の質疑に答えて、同じく公明党の井上義久は次のように述べている。

その後、先ほども出ましたけれども、民主党の皆さんは、どうもこの附則三十というのはおかしいじゃないかと、か五十だつたらいいとかいろいろな議論があつて、少なくとも定数削減につきましてはやはり大方の合意が必要じゃないか。その三十につきましては改めて国会の場できちつとした議論をしていただくということで、私どもの考えはそうなんですけれども、また与党三党も同じ考えでいらつしやるというふうには私は理解しておりますけれども、改めて議論していただくということで、とりあえず民主党も含めて賛成していただけるだろうということで二十削減の提案を改めて今回したわけでございまして、これに民主党が賛成できないというのは私はとても理解できないということでございますので、ぜひ実現をしたいと思っております。<sup>58</sup>

このように自自公が附則を削除したのは、比例代表定数五〇削減を主張する民主党に歩み寄りを促し、「同床異夢」の野党共闘の足並みを乱れさせるためのものであった。<sup>59</sup>しかし、民主党、共産党、社民党は選挙制度協議会での協議を主張し、審議拒否を続けた。審議拒否を続けるかぎり、民主党は、比例代表定数削減自体に賛成なのか反対なのかを曖昧にしておくことができたのである。こうして野党が欠席するなか、公職選挙法の一部を改正する法律案と、それにたいする第二次修正案は、一月二六日に特別委員会、翌二七日には衆議院本会議で可決された。参議院では、一月二八日に地方行政・警察委員会に付託されたが、一度も委員会審議をしないまま、二月二日、民主党の和田洋子・地方行政・警察委員会委員長が怒声のなか「中間報告」をし、ただちに本会議で可決された。ここでも、民主党、共産党、社民党

は欠席し、反対票を投じたのは西川きよし、ただ一人だけだった。ここに、一九九四年の「政治改革」に小さな、しかし重大な変更が加えられたのである。

#### 第四節 カルテルなきカルテル政党制化

以上にみたように、定数削減法をめぐる政党間の駆け引きは、比例代表定数二〇削減を帰結した。すなわち、自由党が衆議院の比例代表定数を五〇削減することを強硬に主張し、自民党がそれを呑んだ。しかし、共産党や社民党だけでなく、自連立政権に接近しつつあった公明党が比例代表だけの定数削減に激しく抵抗した。そこで、自民党が自由党と公明党の妥協案を模索し、比例代表定数二〇を先行削減した後、小選挙区定数を中心として三〇削減するとの妥協が成立したのである（第一次修正案）。これにたいして野党第一党の民主党は、比例代表定数五〇削減を主張しているにもかかわらず、比例代表定数削減自体に反対する共産党・社民党と共闘し、比例代表定数二〇削減を柱とする第一次修正案に激しく抵抗した。そこで自自公は、小選挙区定数を中心として三〇削減するという附則を削除することで民主党に歩み寄りを促したが（第二次修正案）、民主党はこれに応じなかった。結局、自自公は、比例代表定数を二〇削減する定数削減法を野党欠席のまま成立させたのである。

この定数削減は、たしかに、一九九四年の「政治改革」ほど劇的なものではなかったかもしれない。しかし、カルテル政党制化という現代日本政治の構造転換のなかに位置づければ、無視できない変更であったと評価すべきであろう。定数削減法が成立した結果、小選挙区と比例代表の比率は三対二から五対三になり、小政党にはさらに不利になったのである。定数削減法にすべてを帰すことはできないが、その後、二大政党制化は確実に進んでいる。二〇〇九年総選挙では、二大政党の得票率（比例代表）の合計は七割弱であるにもかかわらず、その議席率（総議席）の合計は九割弱に

図表 1 2009年総選挙における得票率と議席率との乖離

政党	得票率 (比例代表)	議席率 (総議席)
民主党	42.41%	64.17%
自由民主党	26.73%	24.79%
公明党	11.45%	4.38%
日本共産党	7.03%	1.88%
社会民主党	4.27%	1.46%
みんなの党	4.27%	1.04%
国民新党	1.73%	0.63%
新党日本	0.75%	0.21%
新党大地	0.62%	0.21%
幸福実現党	0.65%	0.00%
改革クラブ	0.08%	0.00%
新党本質	0.01%	0.00%
無所属	—	1.25%
合計	100.00%	100.00%

総務省自治行政局選挙部「平成21年8月30日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」  
([http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/data/shugiin45/](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin45/)) から作成。

も達しているのである（図表1）。

すでにみたように、自由党は国会審議において、比例代表定数だけを削減したとしても、すべての政党の「痛み分け」になる以上、特定の政党に不利になることはない、と主張していた。たしかに、比例代表だけをみれば「痛み分け」といえるかもしれない。しかし、比例代表における議席減少率がたとえ同じであったとしても、その意味は大政党と小政党とでは異なっている。総議席数を基準に据えれば、大政党にとってはわずかの減少率にすぎなくても、小政党にとっては大きな減少率になるのである（図表2）。そしてそれは、小政党にとつては死活問題である。とりわけ重要なのは、小政党にとつては、わずかに議席の減少であつても、政党助成金という国家資源にアクセスできるか否かに大きく影響を及ぼすことである。衆議院における議席のほとんどを比例代表で獲得してきた小政党にとつては、比例代表定数削減は、政党助成金の交付の敷居を実質的に高めるものにほか

図表2 2000年(平成12年)総選挙の結果

	定数	自民党	民主党	公明党	共産党	自由党	社民党	その他
北海道	9-1	3-1	3	1	1	0	1	0
東北	16-2	6-1	3	1	1	3	2-1	0
北関東	21-1	7	5	3	2	3-1	1	0
南関東	23-2	6	7-1	3	2	3-1	2	0
東京都	19-2	4	6	2	3-1	3-1	1	0
北陸信越	13-2	5-1	4-1	1	1	1	1	0
東海	23-2	7	8-1	3-1	2	2	1	0
近畿	33-3	8-1	8-1	6-1	5	3	3	0
中国	13-2	5-1	3-1	2	1	1	1	0
四国	7-1	3	2-1	1	1	0	0	0
九州	23-2	8-1	5-1	3	2	2	3	0
比例議席数	200-20	62-6	54-7	26-2	21-1	21-3	16-1	0
比例議席中の減少率	10.00%	9.68%	12.96%	7.69%	4.76%	14.29%	6.25%	-
総議席数	500-20	239-6	134-7	33-2	21-1	25-3	20-1	28
総議席中の減少率	4.00%	2.51%	5.22%	6.06%	4.76%	12.00%	5.00%	-

自治省選挙部「平成12年6月25日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調(速報)その4」、『選挙時報』第49巻第11号(2000年11月)、32-47頁から作成。マイナスで示した数字は、比例代表定数が削減されていなければ獲得していたはずの議席数を意味している。

ならない。

逆説的なのは、こうした小政党排除を主導したのが自由党という小政党だったことである。小沢一郎率いる自由党は、妥協しつつも、当時の政治・経済的状况をフルに活用しつつ、比例代表定数削減をゴロシしたのである。小沢一郎の持論からしても、自由党が小選挙区制を中心とした選挙制度に変えていこうとしていたことは間違いない。自由党の井上喜一は九九年八月一二日の特別委員会において、民主党の堀込征雄の質疑に答えて、自由党の原則論的立場を表明している。

私どもの選挙制度についての基本の考え方といますのは、やはり小選挙区制でございます。現状、小選挙区比例代表並立制ということになっておりますけれども、この制度を変えるということになれば、我々としては、単純小選挙区制の方向に志向していく、そういう方向で改革を検討すべきであるということ

でありまして、中選挙区制を基本にいたしました選挙制度につきましては反対でございます。<sup>(61)</sup>

それにしても、なぜ自由党は、小政党にも、かかわらず、比例代表定数削減を主導したのであるのか。比例代表定数を削減すれば、そもそも自由党に不利になるだけでなく、自民党との候補者調整も難しくなってしまうであろう。にもかかわらず比例代表定数削減を主導したことは、理解に苦しむ。定数削減を推し進めれば、国民の支持が集まると期待していたのであろうか。それとも、自由党議員の個人的利害には執着しつつも、自由党の集団的利害を超えて、二大政党制をめざしていたのであろうか。あるいは、その両者なのであろうか。いずれにせよ、小沢は離脱カードをちらつかせつつ「オオカミ中年」と揶揄されるほど繰り返し、比例代表定数削減を迫ったのである。

このように二〇〇〇年の定数削減法では、それを主導したのは結託した二大政党ではなく、自由党という小政党だった。このことは、「主要な既成政党が結託し」というカルテル政党制の要件からは逸脱する、重要な特質であるといえるであろう。言い換えれば、定数削減法は、カルテルなきカルテル政党制化だったのである。

しかし留意すべきは、定数削減法に反対した民主党においてさえ、比例代表定数削減自体については賛成する者も少なくなかったことである。一九九八年参院選において民主党の得票率（比例代表）が二一・七五パーセントに達し、二五・一七パーセントの自民党を射程圏内に収めていたことも影響していたのであろうか。<sup>(62)</sup>二〇〇三年総選挙以降、民主党はそのマニフェストに、衆議院の比例代表定数八〇削減を明記するようになっていた。そして民主党は二〇〇九年総選挙で大勝し、その公約を実現する権力を手中に収めた。たしかに、鳩山内閣は民主党の単独政権ではなく、民主党と国民新党との連立政権であり、その社民党は比例代表定数削減に反対している。<sup>(63)</sup>こうした「お家事情」を考えると、民主党の掲げる比例代表定数八〇削減が実現するかどうかは不透明である。しかし、比例代表定数削減問題が政治日程に再浮上してくることは間違いないであろう。比例代表定数を削減するにせよ削減しないにせよ、政党間の駆け引きに終

始した二〇〇〇年定数削減法の愚だけは繰り返してはならないであろう。

- (1) 「政治改革」については、次の文献を参照。田中宗孝『政治改革六年の道程』（ぎょうせい、一九九七年）。佐々木毅編著『政治改革一八〇〇日の真実』（講談社、一九九九年）。白井貞夫『政治改革』論争史——裏側から見た「政治改革」(第一法規、二〇〇五年)。
- (2) 二〇〇〇年には、選挙制度の不備を是正する公職選挙法改正もおこなわれている。皆川健一「衆議院議員の定数削減と選挙制度の是正——公職選挙法をめぐる改正論議」、『立法と調査』第二一九号(二〇〇〇年九月)、一九二二頁を参照。
- (3) 定数削減法については、その立法過程を整理した論文がある。大泉淳一「公職選挙法の一部を改正する法律(衆議院議員定数削減関係)等について」、『選挙時報』第四九巻第五号(二〇〇〇年五月)、一一一頁。白井貞夫『政治改革』論争史、一五四—一五九頁。また、定数削減法を批判的に考察した論文・評論もある。河野武司「衆院の定数削減について」、『世界と議会』第四二九号(一九九九年九月)、六一—一頁。小林良彰「世界の潮 民意をさらに歪める比例区定数削減」、『世界』第六六九号(一九九九年二月)、二二—二五頁。横田一「衆院比例区定数削減は公共事業見直し派つぶしだ」、『週刊金曜日』第八巻第七号通巻三二二号(二〇〇〇年二月二五日)、五六—五八頁。石川真澄「インタビュー」定数削減を民主主義の原理から問う、「前衛」第七二二号(二〇〇〇年四月)、七八—八五頁。山中敏「政界深層レポート 自由党の連立離脱阻止優先した衆院比例定数削減法の強行可決」、『財界にっぽん』第三巻第四号通巻三七〇号(二〇〇〇年四月)、一四—二〇頁。木下智史「選挙制度「改革」の動態をみる視点」、『ジュリスト』第一一七七号(二〇〇〇年五月一日)、六五—七〇頁。しかしこれらも、定数削減法をカルテル政党制の文脈において捉えているわけではない。
- (4) カルテル政党(制)については、特に次の文献を参照。Richard S. Katz and Peter Mair, "Changing Models of Party Organization and Party Democracy," *Party Politics*, Vol. 1, No. 1 (1995), pp. 5-28. Mark Blyth and Richard S. Katz, "From Catch-all Politics to Cartelisation: The Political Economy of the Cartel Party," *West European Politics*, Vol. 28, No. 1 (2005), pp. 33-60.
- (5) 本稿では、大泉や白井の研究を参照しつつも、国会議事録、『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』縮刷版、雑誌記事、さらにはオーラル・ヒストリーなどを使用し、定数削減法をめぐる政治過程を再構成したい。
- (6) ただし、九八年一月七日に新しい公明党が結成されるまでは、衆議院議員の「新党平和」と、参議院議員の「公明」に分かれていた。

- (7) 小淵恵三、佐野眞一（聞き手）「前代未聞 現職総理に直撃ロングインタビュー」『タカもハトもない、俺は凡人宰相だ』、『文藝春秋』第七七卷第一〇号（一九九九年一〇月）、一四二頁。この箇所は、佐野眞一「凡宰相」、『文藝春秋』二〇〇〇年、二九頁にも引用されている。
- (8) 五百旗頭真／伊藤元重／薬師寺克行編『森喜朗——自民党と政権交代』（朝日新聞社、二〇〇七年）、二〇〇頁。
- (9) 五百旗頭真／伊藤元重／薬師寺克行編『小沢一郎——政権奪取論』（朝日新聞社、二〇〇六年）、一七〇—一七一頁。
- (10) 野中広務「その時決断したこと」、自由民主党編『決断！あの時私はこうした——自民党総理・総裁・官房長官が語る』所収（中央公論事業出版、二〇〇六年）、二三八—三九九頁。なお、次の二冊も参照。野中広務「老兵は死なず——野中広務 全回顧録」（文藝春秋「文春文庫」、二〇〇五年）、七八—八三頁。五百旗頭真／伊藤元重／薬師寺克行編『野中広務——権力の興亡』（朝日新聞社、二〇〇八年）、一六五—一七三頁、一七九—一八三頁。
- (11) 『読売新聞』一九九八年二月二七日朝刊。ただし、野中の回想では「八月の下旬、たしか二三日ころ」となっている（五百旗頭真／伊藤元重／薬師寺克行編『野中広務——権力の興亡』、一七二頁）。
- (12) 『朝日新聞』一九九八年一月三日朝刊。
- (13) 五百旗頭真／伊藤元重／薬師寺克行編『小沢一郎——政権奪取論』、一六六頁。
- (14) 野中は、小沢は自由党が「座布団」だということを知っていたとしているが（五百旗頭真／伊藤元重／薬師寺克行編『野中広務——権力の興亡』、一八〇—一八二頁）、小沢は「最初はわかってないですよ」としている（五百旗頭真／伊藤元重／薬師寺克行編『小沢一郎——政権奪取論』、一七二頁）。
- (15) 自自合併構想については、大下英治「政界大迷走 亀井静香奔る！」（徳間書店「徳間文庫」、二〇〇〇年）、第一章を参照。
- (16) 内閣改造の際、自由党の主張を受け入れて、閣僚数は二〇から一八へと削減されている。九八年一月一九日の自自連立政権合意では「連立政権発足にあたっては現行の二十人の閣僚の数を十七人に削減する」となっていた。しかし野中は、小沢が金融担当大臣の設置を主張したことを理由に一八を主張し、野中と小沢のあいだで折り合いがついたようである（野中広務「その時決断したこと」、二四〇頁。五百旗頭真／伊藤元重／薬師寺克行編『野中広務——権力の興亡』、一七四頁）。
- (17) 参議院の会派「公明党」には、無所属で当選した浜田卓二郎と弘友和夫が加わっていた。二四名とは、この二人を加えた数字である。
- (18) 『朝日新聞』一九九九年七月二日朝刊。
- (19) 魚住昭『野中広務——差別と権力』（講談社「講談社文庫」、二〇〇六年）、三一五—三二五頁。平野貞夫『平成政治二〇年史』（幻冬舎「幻冬舎新書」、二〇〇八年）、一五〇—一五三頁。

- (20) 一月一九日の党首会談の直後、小沢一郎は衛藤征士郎に電話をかけ、定数削減合意の了解を求めたと報道されている(『読売新聞』一九九八年一月二日朝刊)。
- (21) 当初は「二一世紀政治改革研究会」と仮称していた。『毎日新聞』は梶山静六が呼び掛けたとしているが(一九九八年一月二日朝刊)。
- (22) 一八日朝刊、『読売新聞』は衛藤征士郎が呼び掛けたとしている(一九九八年一月二日朝刊)。
- (23) ただし『読売新聞』は、神崎が併用制、村山が中選挙区制を主張したとしている(一九九八年一月二五日朝刊)。
- (24) 直後の二月一〇日、民主党は「小選挙区比例代表並立制を基本としつつ、必要な改正を検討する」との方向性を打ちだしている(『民主』第二七号、一九九九年二月二〇日、二九頁)。
- (25) ただし、細田博之(自民党)は「私は、自民党、自由党の協議に当初から参画しておりましたので、そのときの経緯をお話し申し上げますが、自由党さんは、できればこれは、小選挙区も比例区も同じように定数削減すべきではないかというお考えをお持ちでございました」とも証言している(第百四十五回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号(平成十一年八月十一日)、六頁)。
- (26) 『第百四十五回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号(平成十一年八月十一日)』、五頁を参照。
- (27) 『朝日新聞』一九九九年一月二九日朝刊。
- (28) 『読売新聞』一九九九年一月九日朝刊。
- (29) 五百旗頭真／伊藤元重／薬師寺克行編『九〇年代の証言 野中広務——権力の興亡』、一八六頁。
- (30) 自民党議員だけではなく、三月九日には、山岸章・元連合会長が公明党の勉強会で中選挙区制復活を唱えている。こうした中選挙区制復活論にたいしては、民間政治臨調が「中選挙区制復活論議に対する緊急声明」(一九九九年三月一六日)を発表し、釘をさしている。こうした反対もあつてか、一九九九年四月になると、梶山は「覆水盆に返らず」として、繰り返し(四月一九日講演、五月一二日会談、五月二五日講演)中選挙区制復活は難しいとの見解を示すようになっていく。
- (31) 神崎武法『二一世紀の日本 人権国家への道』(公明党機関紙委員会、二〇〇〇年)、二二六―二二八頁も参照。
- (32) ただし、二月二五日の公明党代議士会では、新中選挙区制を推進する執行部にたいする不満の声もあがっていた。
- (33) 『民主』第二七号(一九九九年二月二〇日)、四四頁。
- (34) 松沢成文は、すでに一九九九年二月二三日のインタビューにおいて、民主党が政権を狙うためにも衆議院は小選挙区制でなければならぬとし、自由による比例代表定数五〇削減案を好意的に評価していた(松沢成文「インタビュー 激白!」これだけは言っておく、「このままでは政権とれない民主党」、『月刊官界』第二五巻第四号、一九九九年四月、一三一―一三三頁)。

- (34) ただし、比例代表定数削減に批判的な民主党政議員も少なくなかった。民主党衆議院議員九三名中、比例代表で選出された議員が四名だったことも影響していたのであろう。七月二十七日には、石井紘基、永井英慈らが公明党と意見交換し、鳩山由紀夫は「火遊びが過ぎる」と批判している。
- (35) ただし、九九年六月二十九日の選挙制度協議会では、共産党は、総定数削減には反対しつつも、中選挙区制の復活を容認している。
- (36) 九九年二月二十四日の社民党政治改革・選挙制度プロジェクトチームでは、小選挙区比例代表併用制の導入を目指すことを決定している。
- (37) 小沢一郎も、定数削減法案が国会に提出された六月二三日、「隗よりはじめよが大事だろう」と述べている(小沢一郎『男の行動美学』三苦雅文編、プラネット出版、一九九九年、二二二頁)。
- (38) 衛藤の趣旨説明ではまったく言及されていないが、国会リストラ論は、衛藤の持論である二院制廃止論ともつながっていたのではないだろうか。衛藤は『今この国にある危機』(二〇〇二年)において、「立法院改革、こうした改革を考えたとき、政治コストの削減とも接続するのかもしれないが、二院制廃止の考えがあります」(衛藤征士郎『今この国にある危機』徳間書店、二〇〇二年、一三〇頁、傍点は引用者)と示唆している。ちなみに小沢一郎も、ほぼ対等な二院が同じ審査を繰り返すという無駄をしているという理由で、定数削減を主張している(小沢一郎『男の行動美学』、二二〇—二二二頁。小沢一郎「戦後日本のタブーを破って現職政治家が初めて条文を書いた 日本国憲法改正試案——第九条はこう修正すべきだ 参議院を「権力なき貴族院」にせよ」、『文藝春秋』第七七巻第九号、一九九九年九月、一〇二頁)。
- (39) 「第百四十五回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第四号(平成十一年七月二十七日)」、一頁。
- (40) 「第百四十五回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号(平成十一年八月十一日)」、六頁。
- (41) 「第百四十五回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号(平成十一年八月十一日)」、七頁。
- (42) 「読売新聞」一九九九年八月四日朝刊。
- (43) 竹下登・元首相も、すぐに五〇削減するのではなく段階的に削減するという妥協案を抱いていたようである(今井久夫司会「覆面座談会 官邸・与党・野党記者クラブキャップ 竹下(元首相) 不在の政局 連立政権に潜む危険——荒っぽくなった政治の流れ」、『月刊官界』第二五巻第八号、一九九九年八月、四四頁)。

- (44) 『読売新聞』一九九九年八月三日朝刊、八月四日朝刊。なお、公明党は八月一日、比例代表定数二〇削減、小選挙区定数三〇削減を検討する方向へと舵を切っている。
- (45) これにたいして、野中広務は八月二日の講演で、比例代表定数を先行的に削減した後、小選挙区定数を削減することを示唆している。
- (46) この点、新聞各紙のニュアンスは異なっている。『朝日新聞』は「小選挙区とするか比例区とするかを含めて」としているが、『毎日新聞』は「比例、小選挙区を含め」とし、『読売新聞』は「比例代表、小選挙区の双方から」としている。
- (47) 自民党内では、小選挙区制と中選挙区制を折衷し、一部を複数区にする案が浮上していた（『毎日新聞』一九九九年五月一日朝刊、『読売新聞』一九九九年六月五日朝刊）。
- (48) 『月刊自由民主』通巻五六〇号（一九九九年一〇月）、一〇八頁。
- (49) 加えて、「二〇〇〇年の通常国会で法改正する」との文言も削除されたようである（『読売新聞』一九九九年一〇月四日朝刊）。
- (50) 『読売新聞』は、修正案要綱が「当初の自自公三党の合意より、小選挙区の定数削減を強調したとも受け取れる内容になっているとの見方がある」と報じている（一九九九年一〇月二八日朝刊）。
- (51) 「第百四十六回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第二号（平成十一年十二月八日）」、三頁。
- (52) 野中広務によれば、野中、亀井、村上、青木らは「結局は、十二月の終わりに「自由党と合流」以外にはないと腹を決めつつあった」が、二月一四日、一五日の定数削減法案の採決の際に自由党が離席したため「党内の々合流の空気」はいつべんに冷え込んだ」という（野中広務「ドン野中広務幹事長に糺す 総選挙・森野中内閣・小沢一郎・北朝鮮：「私はいつも悪役なんだ」——「影の総理」「政界の新しいドン」が全てを語った」、『文藝春秋』第七八巻第七号、二〇〇〇年六月、九八頁）。
- (53) ただし、国会の手続上、修正案のほうは「議案に付随した動議」と見なされ、廃案となっている。
- (54) 二〇〇〇年一月一日の記者会見、一二日の記者会見、一六日の記者会見。
- (55) 『読売新聞』二〇〇〇年一月一九日朝刊。ただし、与党三党幹事長は一月二〇日、比例代表定数五〇削減はしないとの文書を交わしている。
- (56) 「第百四十七回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第三号（平成十二年一月二十六日）、七頁。
- (57) 「第百四十七回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第三号（平成十二年一月二十六日）、二頁。

- (58) 「第百四十七回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第三号（平成十二年一月二十六日）、五頁。
- (59) 不破哲三・共産党委員長は二〇〇〇年一月二十五日、民主党と共産党では選挙制度の考え方は違っているが、民主主義の方法論という点では一致しているとし、「東と西」から迫ってきた共通点であると述べている（不破哲三「定数削減問題と日本共産党の見解」、『前衛（臨時増刊）』第七三〇号、二〇〇〇年一〇月、七八頁）。
- (60) 白井貞夫『政治改革』論争史、一五八頁。
- (61) 「第百四十五回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号（平成十一年八月十二日）」、三頁。
- (62) 「第百一八回参議院議員通常選挙結果（一〇・七・一二執行）」（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/daijinkanbou/981105.pdf](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/daijinkanbou/981105.pdf)）。
- (63) 社民党『衆議院選挙公約 二〇〇九』総合版、二八頁。